

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年3月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100455号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100093号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社C支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和51年3月1日から昭和51年1月21日に訂正し、昭和51年1月及び同年2月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和51年1月21日から同年3月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和50年10月12日から昭和51年1月21日まで  
② 昭和51年1月21日から同年3月1日まで

請求期間①について、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和50年10月12日とされているが、同社を退職後、一日たりとも休まずにB社C支社に入社しており、B社C支社の雇用契約書の雇用期間は昭和51年1月21日からと記載されているので、その前日の昭和51年1月20日までA社で勤務したはずである。

請求期間②について、B社C支社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和51年3月1日とされているが、上述の雇用契約書の雇用期間は昭和51年1月21日からと記載されているので、同日から同社で勤務したはずである。

請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社に係る記録と思料される請求者の雇用保険の離職年月日は、昭和50年10月11日とされており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和50年10月12日)と符合している。

また、A社の事業主は、当時の資料がないため請求者の勤務期間及び請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除したかは不明である旨回答

している上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者が昭和 51 年 1 月 20 日まで同社で勤務していたこと及び請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答又は資料は得られず、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、請求者から提出された B 社 C 支社の雇用契約書、請求者の雇用保険記録、複数の同僚の回答又は陳述及び同僚から提出された同社の社史により、請求者は、昭和 51 年 1 月 21 日から同社で正社員として雇用されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B 社 C 支社は、昭和 51 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、昭和 51 年 1 月 21 日に、請求者を含めた 5 人以上の従業員が同社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は昭和 51 年 1 月 21 日において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

しかしながら、B 社 C 支社は既に解散しており、当時の支社長は死亡している上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答又は資料は得られず、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除並びに請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、上述のとおり、B 社 C 支社は、昭和 51 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしており、請求者は同日から同社で正社員として雇用されていたことが認められる。

また、請求者から提出された上述の雇用契約書及び B 社 C 支社の昭和 51 年 1 月 21 日付け給与辞令により、請求者は請求期間②において同社から 23 万 4,000 円の給与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、昭和 51 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、昭和 51 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100459号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100094号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成17年7月31日から平成17年8月1日に訂正し、平成17年7月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成17年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年9月1日から平成17年8月1日に訂正し、平成17年8月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成17年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月31日から同年8月1日まで  
② 平成17年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に平成17年7月31日まで在籍し、平成17年8月1日に同社からB社へ転籍となった。請求期間①及び②について、同じ派遣先において継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録、A社の事業主及びC社の取締役の陳述

並びに請求者を記憶する複数の同僚の回答により、請求者が平成 17 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社の事業主の陳述、請求者のオンライン記録、請求者から提出された給与明細書及び平成 17 年分給与所得の源泉徴収票並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、請求者は、請求期間①において、事業主により給与からオンライン記録の標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①の標準報酬月額については、請求者の平成 16 年 9 月の定時決定の記録から、20 万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成 17 年 7 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、雇用保険の記録、A 社の事業主及び C 社の取締役の陳述並びに請求者を記憶する複数の同僚の回答により、請求者が平成 17 年 8 月 1 日から B 社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された平成 17 年 8 月度給与明細書により、請求者の給与から請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から 24 万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、B 社は、平成 17 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②においては適用事業所としての記録がない。しかし、商業登記簿謄本によると同社は平成 17 年 7 月 20 日設立の法人であり、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は、平成 17 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上述のとおり、請求期間②において、B 社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 8 月 1 日から同

年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。